

デジタルマーケティング推進事業実施業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

富山県が推進する各種事業について、的確なターゲット層に情報を効果的に届けるため、職員に対する研修と専門的な助言を通じて、効果的かつ効率的な情報発信を実践できるよう支援することを目的として、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するために必要な事項を定めるもの

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

デジタルマーケティング推進事業実施業務

(2) 業務内容

別紙1仕様書のとおり

(3) 委託業務に関する予算額（契約上限額）

3, 150千円（消費税及び地方消費税を含む）以内

※ 上記上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 参加資格

プロポーザルに参加できるのは、次の条件のすべてを満たす者とします。

(1) 過去に類似する事業の受託実績を有すること。

(2) 自治体が行う広報について、デジタルマーケティングを含んだ効果的・効率的な情報発信の実施に資する研修や助言等に関する提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。

(3) プロポーザルへの参加に必要な諸手続に遺漏がないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

① 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接

- 的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認められる者
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - ⑥ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
 - ⑦ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
 - ⑧ 参加者が破産者で復権を得ないもの又は会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き中もしくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者
 - ⑨ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
 - ⑩ 風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
 - ⑪ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
 - ⑫ 県税を滞納している者
 - ⑬ 民法（明治29年法律第89号）第20条第1項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
 - ⑭ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

4 プロポーザル参加手続 等

(1) 質問

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式第1号）を3月4日（水）午後5時までに電子メールにより提出してください（電話及び口頭による質問は受け付けません）。質問への回答は内容により参加者全員に回答する場合と質問者に個別に回答する場合があります。

(2) 参加申込み

本プロポーザルに参加を予定する場合は、参加申込書（様式第2号）を3月11日（水）午後5時までに電子メールにより提出してください。

（電子メール送信後、必ず事務局に確認のお電話をお願いします。）

事情により参加を辞退する場合は、3月18日（水）午後5時までに辞退届（様式任意）を提出してください。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次の①～④の書類を電子メールにて提出してください。

① 企画提案書（様式任意）

下記項目を盛り込み、別紙仕様書を踏まえ、表紙・裏表紙を含めて24ページ以内で記載してください。

ア 職員に対する研修内容（仕様書を踏まえ必要だと考えられる研修内容を提案すること。）

イ 各所属に対する支援の内容

ウ 本事業の担当者に対する研修および支援の内容（組織のデジタルマーケティングを推進していく際に、必要と思われる支援内容について提案すること。）

エ 研修を行う講師の経歴と実績及び選定理由

② 委託業務実施体制

・会社の業務概要（様式任意）

・委託業務を実施するための実施体制及び配置担当者等（様式任意）

③ 経費見積書（様式任意）

・本委託業務の実施に伴う全ての経費（消費税及び地方消費税相当額を含む）を算出し、見積書を作成してください。

・積算の内訳がわかるように記載してください。

④ 業務実績に関する資料（様式任意）

官公庁での主な受託実績例を3点程度記載し、その概要資料も添付してください。

(2) 提出先 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県知事政策局広報課

E-mail: akoho@pref.toyama.lg.jp

(3) 提出期限 令和8年3月18日（水）午後5時【必着】

(4) 提出方法 電子メール

※電子メール送信後、必ず事務局に到達確認のお電話をお願いします。

6 委託候補者の決定

(1) 審査方法

- ・提出された企画提案書等により、令和8年3月中旬頃に書面による審査を行い、最も評価点数の高い者を契約候補者として決定します。なお、審査結果により、評価点数の平均点が6割に満たない者は、選考から除外します。

(2) 審査基準

- ・別紙2「デジタルマーケティング推進事業実施業務公募型プロポーザル審査項目及び評価内容」のとおり

(3) 結果通知

審査結果については、採用の有無に関わらず、後日書面で通知するとともに、富山県ホームページで公表します。なお、審査結果に関する異議申立ては受け付けません。また、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じません。

7 契約締結

契約候補者とは、内容を別途協議の上、契約を締結します。契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する場合があります。

※本事業の実施は、令和8年2月富山県議会での令和7年度富山県一般会計補正予算の成立が条件となります。

8 その他

- (1) 提案は、参加者1社につき1案とします。
- (2) 次に掲げる場合については提案を無効とします。
 - ①所定の日時まで所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ②本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- (3) 本プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担となります。
- (4) 委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとする。
- (5) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (6) 業務の実施にあたり、第三者（県及び受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。
- (7) 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとします。
- (8) 緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を県に請求することはできません。

9 スケジュール

令和8年3月4日（水）午後5時	質問書提出期限
令和8年3月11日（水）午後5時	参加申込書提出期限
令和8年3月18日（水）午後5時	企画提案書等提出期限
令和8年3月下旬～4月上旬頃（予定）	審査の実施、契約

10 提出・問い合わせ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
富山県知事政策局広報課（担当：源）
E-mail: akoho@pref.toyama.lg.jp
TEL:076-444-3134